



令和 6 年 9 月 2 日
午前・(後) 3 時 25 分受領

令和 6 年 9 月 2 日

南山城村議会議長 奥 森 由 治 様

南山城村議会議員 久保 憲司

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 高齢者福祉施設の建設について	<p>今、議会の補正予算に高齢者福祉施設建設にかかる用地買戻し予算が提出されている。</p> <p>とりわけ、本件については前任者において購入し、具体的計画が示されずに経過してきたが、ようやく平沼村長によって、具体的な計画が示され、関連予算として既に進入路拡幅工事の予算を承認してきた。住民は一日も早い実現を待っているところである。</p> <p>そこで、今まで議論されて來たいくつかの点について今後の進め方を伺う。</p> <p>(1) 主な対象エリアにおける実情はどうなっているか。 ・待機者の実態はどうか。 ・京都府における位置付けや旧相楽郡エリアの他の自治体との関係は。</p> <p>(2) 施設建設にかかる関係者との協議は。 ・村の既存団体（特に社協）との調整は。 ・参入業者の決定の時期は。</p>	村長
2. 企業誘致と村内の土地の有効活用について	<p>先に製茶工場の誘致が行われたが、これに対する供給をはじめとする村の茶産業への活かし方や、荒廃茶園の再構築など企業誘致と土地活用の考え方を伺う。</p> <p>(1) 無農薬茶を含め原材料の供給目途はどうなっているか。</p> <p>(2) 村の荒廃茶園は拡大しているが、再構築のために抜本的対策を行う必要があると考える。村長の考えは。</p> <p>(3) 茶園・水田・放置林・空き家など未活用の村財産が増えている。かつて空き家バンク制度を作り、移住者への提供を行ってきたが、改めて総合的に活用するプロジェクトを立ち上げる必要はないか。</p>	村長

(注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携 154 ページ参照)

2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。